

第1章 医療法

2 - (2) 病院、診療所、助産所廃止届

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を廃止した場合、廃止後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法9条第1項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部 届出済証又は紛失届は1部のみで可（保健所確認分のみ）
5 添付書類	<p>(1) 開設届出済証（個人開設）（紛失した場合は「紛失届」）</p> <p>(2) 開設者死亡の場合（個人開設） ・死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）*1</p> <p>(3) 開設者失そうの場合（個人開設） ・失そう宣告を証する書類（家庭裁判所が発行する確定証明書(写)）</p> <p>*1：戸籍抄本（謄本） 保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。なお、保健所で医籍登録抹消申請を行った際に用いた戸籍抄本の写しでも可。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設届出年月日は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 廃止後10日以内に届出されていない場合は遅延理由書又は顛末書を添付すること。</p> <p>(4) 利用者に対して院外掲示等により周知を行っているか。</p> <p>(5) 個人開設において開設者が死亡又は失踪した場合 戸籍法上の死亡又は失踪届出義務者が届け出たものか。 開設者の死亡又は失踪によるときは、理由欄に「開設者 死亡（失踪）のため」と記載されているか。 戸籍上に記載された死亡又は失踪届出者が医療法上の死亡届出を行っているか。 異なる者が医療法上の死亡届出を行う場合は、窓口でその理由を確認し、意思に反する廃止の届出がなされないよう注意すること。</p> <p>(6) エックス線廃止届の提出がなされているか。</p> <p>(7) 個人開設で開設者死亡及び開設者失踪の場合は、開設者死亡（失そう）届が併せて提出されているか（第1章2(4)参照）。</p> <p>* 廃止後に病床を承継・譲渡する意向がある場合は、あらかじめ医療政策課に連絡すること。</p>

(様式2-(2))

病院、診療所、助産所廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者
(又は届出者)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり廃止したので、医療法第9条第1項に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 開設許可(届出)
年月日及び番号

4 廃 止 の 理 由

5 廃 止 の 年 月 日

6 届出者と開設者の続柄(開設者以外の者が届け出る場合)